

小規模貯水槽水道の管理についての検査を行う者の指定

平成7年6月30日

神奈川県告示第628号

(最終改正：令和8年5月15日)

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）第16条第2項の規定により、同項の検査を行う者を次のとおり指定した。

名 称	所 在 地	検査を行う区域	指定年月日	検査開始（予定）年月日
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町224番地1	神奈川県全域（市及び寒川町の区域を除く。）	平成7年6月23日	平成7年7月1日
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1丁目15番1号	同	同	同
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市西区みなとみらい3-3の3	同	平成18年3月20日	平成18年4月1日
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町5番1号	同	同	同
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘1丁目6番83号	同	同	同
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5丁目18番6号	同	平成20年8月19日	平成20年8月19日
東京環境衛生株式会社	同渋谷区広尾5丁目19番14号卯月ビル10階	同	平成25年8月26日	平成25年9月1日
株式会社環境計量センター	静岡県静岡市駿河区下川原1丁目15番15号	同	令和3年10月19日	令和3年11月1日
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居1丁目13番2号	同	令和5年3月23日	令和5年4月3日